



大学評価と研究公正

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山東, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007014

大学評価と研究公正

山東 功

1. はじめに

学校教育法第109条には、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（中略）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されている。これを受けて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構等の機関によって、教育研究活動等の総合的な状況に関する評価が毎年、各大学で行われている。大学改革支援・学位授与機構では、この評価を「大学機関別認証評価」としているが、評価に際し「大学の目的／教育研究組織／教員及び教育支援者／学生の受入／教育内容及び方法／学習成果／施設・設備及び学生支援／教育の内部質保証システム／財務基盤及び管理運営／教育情報等の公表」という10の基準（「大学評価基準」）が設けられている。¹

一方、認証機関による大学評価とは別に、その大学の教育や研究の在り方を評価するものとして、国際的な大学ランキングが注目されることがある。大学ランキングについては、2004年にユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター（UNESCO European Centre for Higher Education：UNESCO-CEPES）と米国・高等教育政策研究所（Institute for Higher Education Policy）によって、国際ランキング専門家グルー

¹ ちなみに、公益財団法人大学基準協会における認証評価では「理念・目的／内部質保証／教育研究組織／教育課程・学習成果／学生の受け入れ／教員・教員組織／学生支援／教育研究等環境／社会連携・社会貢献／大学運営・財務」の10評価基準が、また、公益財団法人日本高等教育評価機構における認証評価では、「使命・目的／学生／教育課程／教員・職員／経営・管理と財務／内部質保証」の6評価基準が示されている。

プ (International Ranking Expert Group : IREG) が結成されるが、この専門家グループが2006年に示した「高等教育機関のランキングに関するベルリン原則 (‘Berlin Principles on Ranking of Higher Education Institutions’)」には、その特質が以下のように指摘されている。²

高等教育機関とその教育プログラムのランキングは、世界的な現象である。ランキングは、多様な役割を果たしている。ランキングは、それぞれの高等教育機関の位置付けについて、容易に解釈できる情報を求める消費者からの要求に応える。ランキングは、高等教育機関間の競争を促す。ランキングは、財政配分に対して幾らかの根拠を与える。そして、ランキングは、異なる種類の高等教育機関・プログラム、そして専門分野間の識別を行う助けとなる。さらに、ランキングは、正しく理解され解釈されれば、ある国の中での高等教育機関の「質」の定義に貢献することがある。このことを通じて、ランキングは、公的ないし独立したアクレディテーション (高等教育の基準認定) 機関によって実施される質の評価の厳格な作業を補完する役割を果たす。(文部科学省・中央教育審議会大学分科会制度部会 (第19回、2006.6.30) 配付資料8「高等教育機関のランキングについて」米澤彰純 (大学評価・学位授与機構評価研究部) 訳より。下線部は引用者注。)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/06070601/010.htm/ (accessed 2018-02-01)

大学評価を考える場合、こうした認証評価機関による外部評価や大学ランキング等が重視されることは言うまでもないが、それらの評価のも

² 原文については次を参照。http://www.che.de/downloads/Berlin_Principles_IREG_534.pdf/ (accessed 2018-02-01) また、大学ランキングに関する今日的課題については、石川編 (2016) を参照。本稿の扱う主題とは異なるが、研究業績評価に止まらず、多様性や価値に対する格差付けといった覇権主義、世界市場主義に対する批判は極めて傾聴に値する。

となる徴憑は、大学側の自己点検作業等によって集計されたものであることがほとんどである。大学ランキングの場合、大学側の公表・提出する資料とは別に、独自の指数（例えば「ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した卒業生数」等）によって評価がなされることも多いが、それでも、特に教育研究組織や教育内容、財務基盤や管理運営といった点に関しては、大学側において作成された信頼に足る資料であることが前提であり、だからこそ、教育情報等の「公表」が極めて重要視されているのだとも言える。

特に、教育の質保証が大学評価の中で注目されるに及んで、カリキュラムの整備やFDの充実等が広く求められた結果、教育面での評価体制は大きく進展してきた。例えばシラバスの無い大学などは、認証評価が得られない以上、現在の日本において存在しないことになっている。さらに、評価基準の明確化や授業時間数の確保といった項目では、受講者数の適正化（受講者制限）や学年暦の見直し（授業期間と試験期間との分離）等に至るまで、それこそ真剣な取り組みがなされている状況である。

ところで、こうした大学評価において、「研究」そのものについてはどのように扱われるのだろうか。先述の大学評価に関する諸項目は、そのほとんどが大学側において作成された資料を基に評価（検討）がなされるものである。ところが、研究の分野に限っては、研究者の自己申告に拠ることがほとんどである。画期的な研究業績の場合、大学側の収集にする資料によって公表されることも考えられるが、それでも、研究における評価資料の提示は、研究者自身の手委ねられている。これは、研究の自律性という意味でも極めて重要な点であり、もしもこの点が棄損されてしまうならば、研究が「評価」のための手段へと墮する危険を孕んでしまうことになる。しかしながら、逆に自己申告という在り方自体も、公正性の担保が困難であるという問題を含む。その意味で、研究についての評価には、いかなる方法が適切かという問いが常に必要となってくる。

本稿では、この大学評価における「研究」の位置付けと、それに関係

する研究公正の観点について若干の考察を試みるものである。

2. 大学評価指標をめぐって

大学の担う機能というものを考えた場合、「教育」と「研究」が最も重視される点であることは言うまでもないことだが、いわゆる大衆化社会における大学という側面に目を向けるならば、その教育と研究の内実や、更なる機能への配慮が求められよう。このことを如実に示したのが、2005年の文部科学省中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」である。この中で、大学の担う機能は「1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人育成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」の7種類に整理するよう提案されている。これは大学における機能別分化の議論へとつながっていくことになるが、林（2014）で指摘されるように、こうした大学の機能別分化が日本において本格化するのには、2010年以降になってからである。そして、機能別分化に応じた大学評価も構築されていくことになり、例えば、大学改革支援・学位授与機構においては、大学の個性伸長や特色の明確化に資する評価として「選択評価事項A：研究活動の状況」「選択評価事項B：地域貢献活動の状況」「選択評価事項C：教育の国際化の状況」からなる「大学機関別選択評価」を掲げている。ここで、研究の面に関する機能別分化について見ていけば、具体的には、どのような研究に特化するか、のという論に収斂する。いわゆる「選択と集中」の議論であるが、これは、大学システム改革が喧伝化される中で、特に注目された点である。阪・伊神（2015）では数量的な分析をもとに、研究分野毎の特化が見られる日本の大学の現状について次のように概括し、分野概念を導入した議論の有効性を指摘している。

現在我が国の中では、大学システムの改革について議論される機会が多くあるが、(中略) 分野によって大学の層構造の状況、量的上

位集中度にみる構造の特徴は異なっている。また、大学の対外的研究活動を見るという観点から分野ごとの共著形態に着目すると、国際共著を生み出すような国際共同研究活動や、産学連携論文を生み出すような企業との連携の度合いについても、分野によってかなり異なっていることが明らかとなった。したがって、日本の大学システムの改革等を考える際に、大枠での概念議論も必要ではあるが、実質的な施策レベルでの議論の際には、分野概念を導入した議論がなされる必要があると考えられる。(p.59)

分野概念を導入した施策レベルでの議論とは、具体的には、文部科学省における「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（平成25年6月20日）」等を踏まえてのものと思われるが、例えば、国立大学の機能強化の例として、東北大学では「東北大学の強みであるスピントロニクス分野において、海外の大学等から世界最高水準の研究者を招へいする等、海外の大学等との協働により、世界トップレベルの博士人材を養成する国際共同大学院を整備するための検討を開始している（下線部引用者注）」³と具体的な研究分野を示している。

こうした機能別分化を大学評価の観点から見ていくと、教員・教育支援者についての項目が極めて特徴的である点に注目したい。大学評価基準における、教員に関わる項目については「基準3：教員及び教育支援者」において、「3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。」とする項目が挙げられている。また、その基本的な観点として、以下の2項目が示されている。

³ 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室「国立大学法人等の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果」による。原文については次を参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/11/07/1353371_1.pdf/ (accessed 2018-02-01)

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 (2017) p.6)

ここで示されているように、学士課程においては教育上の指導能力の評価が、大学院課程においては教育研究上の指導能力の評価が問われているが、ここでは、大学院課程での「研究」上の指導能力をどのように評価すべきかということが関係してくる。

また、教員の研究活動等に関する評価が継続的に実施されているのかという評価基準については、評価の継続性そのものが問われているということ以上に、その次にある、教員の研究活動等に対する継続的把握に重点が置かれていると見るべきであろう。つまり、教員の研究活動をどのように把握し、その把握された事項をどのように扱うのか、という点が重要なのである。ここに、先の機能別分化の観点を踏まえれば、その活用法としての機能別分化、すなわち、大学として特化できる研究活動の選択こそ、大学評価の主眼となるということが言えるのである。結果としての機能別分化という状況の把握を越え、評価の継続性に伴う機能別分化の強化によって、評価自身が新たな方向性を規定するという、一種の誘導をもたらすということである。これは機能別分化を一層加速させることに繋がる。なぜならば、そのような在り方が高評価を得られるならば、そうした高評価を支える制度設計と、その評価基準が重視されていくことになるからである。つまり、大学の在り方において、ある強い研究分野への特化を志向するということは、そうした研究分野を支えるための評価制度の設計が、ある意味で重要になってくると言えよう。

3. 評価制度設計の意味

ところで、研究の内容を評価する手段としては、定性的にも定量的にもさまざまなものが存在しているため、大学評価においては、その活用方法に苦慮している状況にあると言える。例えば、著書・論文や学会等での発表、外部資金の獲得といった項目等を定量的に判断していくことは、ある意味で極めて容易である。しかし、それが細目への検討に及んで、質の評価へと繋げていこうとすれば、直ちにその取り組みは困難なものとなる。著書・論文はどのように数えるのかという初歩的な段階から、共著者の扱い、さらには掲載誌におけるランク（格）の問題に至るまで、それらを精緻に細分化したとしても、学術分野毎の特異性の中で、それらの評価に対する妥当性が棄損される恐れも生じるからである。例えば、自然科学・社会科学の分野においては、クラリベイト・アナリティクス社（Clarivate Analytics）の提供する”Journal Citation Reports”（JCR）において示される「インパクトファクター」が、極めて有効な評価指針として扱われることが多いが、それでも、このインパクトファクターの扱いについては、すでに周知のとおり、同社による以下のような注意喚起がなされている。

10. インパクトファクターで論文や研究者、大学などを評価できますか？

Answer：インパクトファクターはある特定の一年における雑誌の影響度を示す尺度であり、個人の論文や研究業績を評価するための指標ではありません。

11. 個人や大学・研究機関ごとの業績を示すためには、出版された論文の掲載誌のインパクトファクター値を単純加算すればよいのですか？

Answer:インパクトファクターを単純加算しても、個人や研究機関の業績を客観的に示すことはできません。むしろ、雑誌あたりの平均的な尺度であるインパクトファクターを用いた場合、優れた研究業績を過小評価してしまう恐れがあります。

<https://clarivate.jp/products/journal-citation-reports/impact-factor/> (accessed 2018-02-01)

大学内における評価制度設計において、「研究」の領域は客観的な形で構築が可能であるように思われるかもしれないが、実際のところ、多岐にわたる学術分野を被覆するような評価方法は存在しないといってよい。それでも、研究についての評価が求められる以上、機能的分化の議論に見られるように、ある研究分野の強化へと誘導する評価制度が構築されていくことは、言わば、致し方ない現実として存在する。重要なことは、そうした現実を踏まえつつ、研究公正上、どのような危険性が存在するのかを注視しておく点にあるだろう。

研究分野の特化に及んで、定量的な評価、すなわち数の勝負となった場合、当然のことながら、学術誌数の限られた分野（専門学会が存在しない場合も含まれる）や、自国（地域）研究者が圧倒的に有利な研究分野等については、どうしても不利になることは言うまでもない。そのような場合、大学評価という枠組みの中で同一の評価が強いられてしまうとすれば、そこに不正の種が胚胎するということは十分考えられることである。

栗山（2015）では、オープンアクセス（OA）への取り組みが広がりを見せる中、論文加工料や論文掲載料といった著者負担手数料を目標とする出版社の中に、「ハゲタカオープンアクセス出版社（‘predatory publishers’）」とも言うべき悪徳業者が存在することを指摘し、その実態について「著者支払いによるOA誌は、ピアレビューさえ除けば、従来の雑誌に比べて手間もコストも格段にかからないため、悪徳業者の参入を招きやすい面があることは否定できない。」（p.97）と指摘している。また、こうしたハゲタカオープンアクセス出版社の雑誌、いわゆる「ハゲタカジャーナル（‘predatory journals’）」に研究者が投稿してしまう理由について、Clark, A. M. and Thompson, D. R. (2016) は、「外部の評判への無関心（‘I do not care about my external reputation.’）」、「自信の無さ（‘I do not believe in myself or my work.’）」、「論文数の

水増し（‘Publication numbers count most.’）、「不注意（‘I cannot be bothered to read.’）」、「あきらめ（‘I have given up.’）」の5点を挙げている。ここで大学評価の観点からすれば、「論文数の水増し」を助長するような業績評価が存在する限り、ハゲタカジャーナルが無くなることはない、ということが想像できる。なぜそういった論文投稿（当然のことながら「論文執筆」の段階からの問題である）がなされたのかという根本に立ち返った時、そこに大学評価制度が何らかの形で関係していたとするならば、まさに本末転倒の事態が生じてしまったことになる。特に「あきらめ（無責任、開き直り）」とも言える状態が横行してしまえば、業績評価の正当性は瓦解する。その意味で、大学評価に対しては、その制度上の意味と実態について常に注意を払っておくことが重要であると言えよう。論文数のみに注目するような評価基準や目標設定を設けることは、定量的手法を悪用し、ある種の不正を誘引する原因となることを見据えておくべきである。また、多くの「ハゲタカジャーナル」が英文雑誌であることに注目すれば、それぞれ定量的手法の悪用として、「国際」雑誌への投稿等として偽ることも可能であることから、問題は論文の「質」に及んでくる。いやしくも「評価」を謳うならば、どのような雑誌が問題であるのかという情報を、評価主体が掴んでおくことも、十分に必要であると言える。

4. 研究公正の意味——おわりにかえて——

本稿では、大学評価という制度の在り方と、研究公正の観点とはどのように関係していくのかについて、いくつかの問題点を指摘しながら検討を行った。最後に、大学評価が研究における「不正」の温床となることを避ける意味から、研究における不正行為出来の要因についての指摘を取り上げてみたい。

武田（2005）は、ミスコンダクト（科学研究における不正行為）について、「権利」と「義務」との均衡という観点から、次のような概括を行っている。

科学者の果たすべき課題は、一方で科学進歩に寄与するために、積極的に業績を社会に公表する「権利」を行使すると共に、他方で科学に対する社会からの付託に応える「義務」を履行することにより、科学に対する社会的信頼を得ることである。科学者行為がかかる「権利と義務との均衡」の上に成り立つとき、真の「科学の進歩」が期待される。科学のミスコンダクトが問題となるのは、かかる均衡が破れ、「権利」の側面が科学的競争場裏において不当に先行し、科学者としての「義務」を顧みないことにより起こる問題であると解される。(武田 (2005) p.40)

ここでは、「権利」の側面の不当な先行が「科学的競争」の場によって起こる点について指摘されている。さらに重要なことは、この「科学的競争」にされされている状況の内実を考えることであろう。自らが興味と関心をもって遂行した研究の発表という「権利」行使の段階で、研究公正上問題となる事態が生じるのかという理由については、それぞれ千差万別であるに違いない。しかし、公平性を担保するような制度下での科学的競争でない限り、「権利」行使に対してすら逡巡してしまう惧れが生じる。

そもそも評価は何のためになされるのか。それは個人間の、ひいては大学間の競争原理の延長に存在するものなのか。それとも、「自己」評価という言葉通り、研究者の内実に関わる、自己達成感と同義であるのか。少なくとも、理想として科学進歩への寄与を謳う以上、そういった理想の実現を十分に可能とする制度の一つとして、大学評価が正当に位置付けられるべきであろう。かかる書生論的主張をもって本稿を終えることとしたい。

参考文献

- 石川真由美編 2016 『世界大学ランキングと知の序列化——大学評価と国際競争を問う——』 京都大学学術出版会
- 栗山 正光 2015 「ハゲタカオープンアクセス出版社への警戒」『情報

- 管理』58-2 (pp.92-99)
- 公益財団法人大学基準協会 2017 『(平成29年改定) 大学基準及びその解説』公益財団法人大学基準協会
- 公益財団法人日本高等教育評価機構 2017 『(平成30年度版) 大学機関別認証評価 評価基準』公益財団法人日本高等教育評価機構
- 阪彩香・伊神正貫 2015 『調査資料243 研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015——大学の個性活かし、国全体としての水準を向上させるために——』文部科学省科学技術・学術政策研究所(科学技術・学術基盤調査研究室)
- 関口 正司 2004 『教育改善のための大学評価マニュアル——中期計画実施時の自己評価に役立つ25のポイント——』九州大学出版会
- 武田 隆二 2005 「ミスコンダクトのフレームワークと防止のための提言」日本学術会議・学術と社会常置委員会報告『科学におけるミスコンダクトの現状と対策 科学者コミュニティの自律に向けて』(日本学術会議・学術と社会常置委員会)
- 寫田敏行・奥居正樹・林隆之 2009 「日本の大学における教員評価制度の進捗とその課題」『大学評価・学位研究』10 (pp.61-78)
- 東狐 貴一 2011 『健全な大学経営に向けた教職員評価・賃金制度の構築実務』生産性労働情報センター(公益財団法人日本生産性本部)
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 2017 『大学機関別認証評価 大学評価基準(平成29年改訂版)』独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本学術会議 2010 『回答 大学教育の分野別質保証の在り方について』日本学術会議
- 林 隆之 2014 「大学の機能別分化・強化と評価指標の課題研究」『技術・計画』29-1 (pp.18-30)
- 三菱総合研究所 2015 『研究者等の業績に関する評価調査・分析 報告書』平成26年度文部科学省委託事業報告書
- 村上昭義・伊神正貫・阪彩香 2017 『調査資料258 論文データベース分析から見た大学内部組織レベルの研究活動の構造把握』文部科学

- 省科学技術・学術政策研究所（科学技術・学術基盤調査研究室）
村上昭義・伊神正貫 2017 『調査資料262 科学研究のベンチマーキング2017——論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況——』文部科学省科学技術・学術政策研究所（科学技術・学術基盤調査研究室）
- 山崎 その 2012 『大学経営の評価システム——手法の開発とマネジメントへの応用——』晃洋書房
- Clark, A. M. and Thompson, D. R. (2017) Five (bad) reasons to publish your research in predatory journals. *J Adv Nurs*, 73: 2499-2501.